

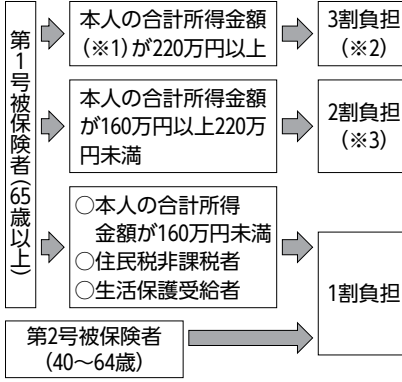
介護保険サービスを利用している方へ

新しい負担割合証を送付 7/10(水)発送

65歳以上の方の介護保険サービス利用者負担割合は、一定以上の所得(本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上)がある方は3割、それ以外の方は2割または1割となります。

※高額介護サービス費の支給による負担上限があるため、3割対象者すべてが3倍の負担になるわけではありません。

要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・生活支援サービスを受ける方は、介護予防・生活支援サービス費の支給に



※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで扶養控除や医療費控除などの所得控除を前の金額です。

※2 同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で340万円、2人以上の世帯で463万円に満たない場合、2割負担になります。(「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から公的年金所得を除いた額です。)

※3 合計所得金額が160万円以上でも、同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円、2人以上の世帯で346万円に満たない場合、1割負担になります。

1サービス事業対象者に、8月1日からの自身の負担割合が何割かを示した「負担割合証」を7月10日(水)にお送りします。

介護保険課資格係

☎(3647)9498
FAX(3647)9466

後期高齢者医療制度

8月からの自己負担割合(1割・3割)を判定

平成31年度の住民税課税標準額に基づき、8月1日からの医療費の自己負担割合(1割または3割)を判定します。

自己負担割合が変更となる方は、7月中に新しい保険証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お持ちの保険証を引き続きお使いください。自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の加入者数の増減等により、有効期間内であっても変更

なり、7月中に新しい保険証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お持ちの保険証を引き続きお使いください。自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の加入者数の増減等により、有効期間内であっても変更

自己負担割合が変更となる方は、7月中に新しい保険証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お持ちの保険証を引き続きお使いください。自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の加入者数の増減等により、有効期間内であっても変更

自己負担割合が変更となる方は、7月中に新しい保険証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お持ちの保険証を引き続きお使いください。自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の加入者数の増減等により、有効期間内であっても変更

介護保険課給付係

☎(3647)9498
FAX(3647)9466

「江東あんしんサポート」のご利用を

单身高齢者の入居支援サービス

区では、单身高齢者の入居機会の拡大を図るため、新たに「江東あんしんサポート」を開始します。現在、高齢者等を対象に民間賃貸住宅の空き室情報をご案内するお部屋探しサポート事業をすでに実施しています。が、これを利用して民間賃貸住宅を契約し、区が指定する民間の補償サービス(单身高齢者の安否確認、死亡時の葬儀・家財整理の費用を補償するもの)を利用する单身高齢者に対して、補償サービスの初回登録料を助

成します。

なお、「江東あんしんサポート」を利用するには、区役所でお部屋探しサポート事業を申し込む必要があります。また、すべての民間賃貸住宅で利用できる内容ではないため、要件や利用方法など詳細はお問い合わせください。

○お部屋探しサポート事業を利用する65歳以上の单身高齢者

□区助成額(初回登録料(15,000円および消費税))※更新はありません

○「死亡時の葬儀対応」葬儀実施に要する費用の補償(上限50万円)

○「死亡時の残存家財の片付け」残存家財片付けおよび原状回復に要する費用の補償(葬儀費用と合計で100万円以内)

問 住宅課住宅指導係

☎(3647)9473
FAX(3647)9268

若洲公園のリニューアルについて

ご意見を募集

8/2(金)まで

若洲公園は、開園後約30年が経過しており、施設の老朽化および劣化が課題となっております。そこで、若洲公園のリニューアルについて今後の参考とするため、アンケートの実施および意見を募集します。

見を募集します。

アンケート用紙配布場所

河川公園課(区役所隣防災センター16階2番、こうとう情報ステーション(区役所2階)※区ホームページでもご覧いただけます

☎(3647)9426
FAX(3647)9216

区民の安全を守るには日々の不断の努力から



4月5日に、第二次世界大戦中にアメリカ軍が投下したと思われる焼夷弾が、区内のマンション開発現場で発見されました。発見された焼夷弾を安全に撤去するために自衛隊による信管除去作業が必要となったことから、庁内に危機管理対策本部の立ち上げを指示しました。

本区での不発弾撤去の過去の事例は平成四年と古く、当時と社会状況が大きく変わっていることから、自衛隊・警察・消防・国土交通省・東京都等に協力を

要請し、道路の交通規制や羽田空港を離発着する航空機の空路の規制、都バス運行の調整等、様々な関係機関との綿密な調整を繰り返して、最終的に6月5日

を処理日に決定しました。

処理日当日は、不発弾処理により警戒区域となった事業者の方に避難所に避難いただき、私が現地対策部長として、不発弾撤去に向け指揮を執りました。関係機関からの情報伝達が行われる中、自衛隊処理班より、刻々と処理現場での作業状況が

報告され、最終的に私が処理現場に臨場し、外された信管を確認後、「安全宣言」を行いました。今回の作業を行うにあたりご協力をいただいた、地域住民・企業、多くの関係機関の皆様にご改めてお礼を申し上げます。

私が今回の不発弾撤去を通じて強く感じたことは、日々の安全・安心な暮らしは多くの関係者の不断の努力の基で成り立っているという事です。

最近、尊い命が奪われる事件や事故が後を絶ちません。被害に遭われたご家族のことを思うとともに心が痛みます。区だけでは、対処が困難な課題が増加している今、私は地域・関係機関との連携・協力を、一層推進する必要がありますと考えています。

はじめての体操教室

6スポーツセンター

参加者同士の自主的な活動をサポート

「負荷の弱い運動から始めてみたい」「身近な所で運動を継続できる仲間作りをしたい」という方におすすです。終了後の活動に向けた交流も行います。

時 場 下表のとおり 人 65歳以上の運動習慣がない初めて利用する区民(要支援・要介護認定者を除く)各20人(申込順)

費 無料

申 7月5日(金)から実施場所に電話または窓口で

問 地域ケア推進課地域ケア係

☎(3647)4398
FAX(3647)3165

実施場所	実施日時※
深川北スポーツセンター(平野3-2-20) ☎3820-8730	木曜 13:30~15:00
スポーツ会館(北砂1-2-9) ☎3649-1701	水曜 13:30~15:00
深川スポーツセンター(越中島1-2-18) ☎3820-5881	金曜 14:45~16:15
亀戸スポーツセンター(亀戸8-22-1) ☎5609-9571	木曜 10:45~12:15
健康センター(東陽2-1-1) ☎3647-5402	木曜 9:00~10:30
東砂スポーツセンター(東砂4-24-1) ☎5606-3171	金曜 13:30~15:00

※詳細は実施場所にご確認ください。

凡例 時日時 場所 集集合 対象 定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール